

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	使用済金属類営業の許可	
根拠法令及び条項	岐阜県使用済金属類営業に関する条例 第３条第１項、第２項	
所管部局課室係名	岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課 営業係 (TEL：058-271-2424)	
審 査 基 準	関 係 条 項	岐阜県使用済金属類営業に関する条例 第４条（許可の基準） 第５条第１項（許可の手續） 岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則 第５条（許可の申請） 第６条（使用済金属類の区分） 第７条（取引の申込みに係る通信手段）
	基 準	岐阜県使用済金属類営業に関する条例第４条各号の欠格要件に該当しないなど岐阜県使用済金属類営業に関する条例を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
	参 考 事 項	申請先 ○ 第３条第１項に規定する者 ・営業所（同時に２以上の営業所について申請書を提出する場合は当該２以上の営業所のうちいずれか１の営業所）の所在地を管轄する警察署の生活安全課 ○ 第３条第２項に規定する者 ・県内に行商の本拠となる事務所又は住居がある場合 当該事務所又は住居を管轄する警察署（当該警察署が２以上ある場合はいずれか１の警察署）の生活安全課 ・県内に行商の本拠となる事務所又は住居がない場合 行商をしようとする区域を管轄する警察署（当該警察署が２以上ある場合はいずれか１の警察署）の生活安全課
	設定年月日等	平成25年10月１日設定 (年 月 日変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数40日
	内 訳	経由機関 日 () 協議機関 日 () 処分機関 日
	設定年月日等	平成25年10月１日設定 (年 月 日変更)
備 考		